

第十三章 利潤に対する課税

いわゆる贅沢品に課される税は、その利用者だけが負担する。たとえばワインに税を課せば、負担するのはワインの消費者である。遊興用の馬や馬車にかかる税も、それを所有し利用する人が、その程度に比例して負担する。これに対して、必需品への税は、必需品の消費者に、その消費量に比例してではなく、多くの場合、より大きな割合で負担を及ぼす。これまで見てきた穀物税は、製造業者に、本人と家族の消費分に比例した負担にとどまらない影響を及ぼし、資本の利潤率を変化させることで、その所得にも影響を及ぼす。賃金が上昇すれば資本の利潤率は低下するため、労働者が消費する財への課税は利潤率を押し下げる方向に働く。

帽子に税をかければ帽子の価格が上がり、靴に税をかければ靴の価格が上がる。そうならない場合には、税は結局製造業者が負担し、製造業者の利潤率は一般的な水準を下回り、製造業者はその業種から撤退する。利潤への部分的な課税は、その対象となる財の価格を押し上げる。たとえば帽子職人の利潤のみに課税すれば、帽子の価格は上昇す

る。他の業種に課税が及ばず、帽子職人だけが課税されるならば、帽子の価格を上げない限り帽子職人の利潤率は一般的な水準を下回り、帽子職人は転業に踏み切ることになるからである。

同様に、農業者の利潤に税を課せば穀物は値上がりし、織物業者の利潤に税を課せば布も値上がりする。利潤に比例する税を全産業に課せば、すべての商品価格が上昇する。しかし、貨幣の基準となる金属を産出する鉱山が国内にあり、鉱山業者の利潤にも課税が及ぶ場合には、いかなる商品の価格も上昇しない。各人は所得に対し等しい割合を負担し、すべては以前と同じである。

貨幣に税がかからずその価値が保たれ、他の財にだけ税がかかって値上がりするならば、同じ資本で同程度の利益を上げる帽子職人、農家、織物業者は等しく同額の税を負担することになる。課税額が一〇〇英ポンドであれば、帽子も布も穀物もそれぞれの価格が一〇〇英ポンドずつ上昇する。すると帽子職人の売上は一、〇〇〇英ポンドから一、一〇〇英ポンドに増えるが、一〇〇英ポンドを納めれば手元に残るのは一、〇〇〇英ポンドで、自己の消費のための財の購入に充てられる。ただし全ての財が同様に値上がりしているため、その一、〇〇〇英ポンドの購買力は以前の九一〇英ポンドと変わらず、

3 第十三章 利潤に対する課税

支出の縮小を通じて国家の財政需要に応えることになる。彼は税を支払うことにより、本来自分で使用したであろう国内の土地と労働の生産物の一部を、政府の処分に委ねたことになる。さらに、その一、〇〇〇英ポンドを消費せず資本に回しても、賃金や原材料、機械の費用が上昇するため、その貯蓄一、〇〇〇英ポンドは以前の九一〇英ポンドの貯蓄に等しいにすぎない。

貨幣に課税される場合でも他の要因で貨幣価値が変動する場合でも、すべての商品の価格が従前通りであれば、製造業者と農業者の利潤は一、〇〇〇英ポンドのままである。そして、各人が政府に一〇〇ポンドを納めるため、手取りは九〇〇ポンドに減少し、支出が生産的か非生産的かを問わず、彼らの国内の土地と労働が生み出す産出物に対する購買力は弱まる。減った分はそのまま政府の歳入となる。貨幣に課税される第一の場合、納税者は一、〇〇〇ポンドで以前は九一〇ポンドで得られたのと同量の商品しか買えず、貨幣価値が他の要因で変動する第二の場合は、以前は九〇〇ポンドで得られた商品の量にとどまる。両者の差は税額の違いによるもので、税負担は第一が所得の一一分の一、第二が一〇分の一であり、両者では貨幣価値が異なる。

貨幣に課税せず、かつ貨幣の価値も一定だとしても、すべての商品の価格は上がるが、

その上がり方は一様ではなく、相対価格は課税前のままではない。本書の前の部分では、資本を固定資本と流動資本、むしろ耐久資本と消耗資本に分けた場合に価格にどう作用するかを検討した。同じ資本額と同じ利潤でも、資本の回転の速さが異なれば販売価格は大きく異なる。例として、一方は商品を四、○○○ポンド、他方は一〇、○○○ポンドで売り、いずれも資本一〇、○○○ポンドに対し利潤一〇パーセント、すなわち二、○○○ポンドを得る。前者の資本構成は流動二、○○○ポンド・固定八、○○○ポンド、後者は流動八、○○○ポンド・固定二、○○○ポンドである。双方の所得に一〇パーセント、すなわち各二〇〇ポンドを課税すると、一般利潤率を維持するため、後者は一〇、○○○から一〇、二〇〇ポンドへ、前者は四、○○○から四、二〇〇ポンドへ値上げせざるを得ない。価格比は課税前の二・五倍から課税後は二・四二倍へと崩れ、一方は二パーセント、他方は五パーセントの上昇となる。このため、貨幣価値が不变でも所得課税は相対価格を変え、価値関係も変える。同じことは、利潤にではなく商品そのものに課税しても起こる。生産に投下された資本額に比例して課すと、各商品の価値の大小にかかわらず同額だけ値上がりし、比率は保てない。一〇、○○○から一、○○○ポンドへ上がる商品は、二、○○○から三、○○○ポンドへ上がる商品と、もはや同じ比率

5 第十三章 利潤に対する課税

関係にはならない。さらにこの条件下で貨幣価値が上昇しても、価格の下落は同率にはならない。同じ要因によつても、一方は一〇、一一〇〇から一〇、二〇〇〇ポンドへと二パーセント未満の下落にとどまり、他方は四、一一〇〇から四、二〇〇〇ポンドへ四・七五パーセント下落する。別の下落率では利潤が均等化しないからである。利潤を等しく保つには、第一の商品が一〇、二〇〇〇ポンドのとき第二は四、二〇〇〇ポンド、第一が一〇、二〇〇〇ポンドのとき第二は四、二〇〇〇ポンドでなければならぬ。

以上の事実を踏まえると、これまで十分に論じられてこなかつた重要な原理が浮かび上がる。無税の国では、貨幣の不足や過多による貨幣価値の変動は、すべての財の価格に等しい割合で及ぶ。たとえば、一、二〇〇〇ポンドの財が一、二〇〇〇ポンドに値上がりする、または八〇〇〇ポンドに値下がりするならば、一〇、二〇〇〇ポンドの財も一二、二〇〇〇ポンドに値上がりするか八、二〇〇〇ポンドに値下がりする。しかし、課税によつて価格が人為的に高められている国では、海外からの流入で貨幣が潤沢になつても、輸出に伴う流出で希少になつても、影響は一樣ではない。ある品目は五パーセント、六パーセント、あるいは一二パーセント上がつたり下がつたりする一方で、別の品目は三パーセント、四パーセント、七パーセントにとどまる。無税の国で貨幣価値が低下すれば、

どの市場でも同様の変化が起り、たとえば肉が二〇パーセント値上がりすれば、パン、ビール、靴、労働なども同じく二〇パーセント値上がりする。これは部門間で利潤率を等しく保つ上で不可欠である。しかし、これらのうちのどれかの財に税がかかっている場合は事情が異なる。仮にすべての財が貨幣価値の下落に比例して一様に上がると、利潤が不均等となり、課税された財の利潤が一般水準を上回るため、資本は高い利潤を求めて投資先を移し、相対価格が変化した後にはじめて利潤の均衡が回復する。

この原理は、銀行券の兌換が停止されていた時期に起きた貨幣価値の変動が商品価格に与えた影響の違いを説明できるのではないか。紙幣の過剰流通が通貨価値の下落を招いたという主張に対し、もし事実ならば、すべての商品の価格は一様に同じ割合で上昇するはずだという反論があつた。ところが実際には多くの品目で他のものよりも大きな値上がりが見られ、そこから物価上昇は通貨価値の変化そのものではなく商品側の事情によるものだと結論づけられた。ただし前に見た通り、商品に税が課される国では、通貨価値が上昇しても下落しても、すべての品目の価格が一律に同じ比率では動かない。

もし農業者の利潤だけを非課税とし、他の業種の利潤に課税すれば、原生産物以外の諸商品の名目価格は上昇する。農業者は以前と同じ穀物所得を持ち、穀物も同じ貨幣価

7 第十三章 利潤に対する課税

格で売れるが、彼が消費する穀物以外のあらゆる財には一様に上乗せの支払いを強いられるので、これは農業者にとつて支出への課税と同じことになる。さらに、貨幣価値が変動してもこの負担は解消しない。貨幣価値の変動によって課税対象の諸商品が従来の価格まで下がることがあつても、非課税の原生産物はそれより低い水準まで下がつてしまふからである。したがつて、農業者は以前と同じ価格で諸商品を購入するにしても、それを購入するための手持ちの貨幣は前より少なくなる。

地主の事情も同じで、あらゆる財の価格が上昇しても貨幣価値が一定であれば、受け取る穀物の量も貨幣建ての地代も変わらない。さらに、あらゆる財の価格が据え置かれれば、穀物の受け取り量が同じでも貨幣建ての地代は減り、いずれの場合でも、所得が直接課税の対象でなくとも、間接的に税負担を負うことになる。

しかし、農業者の利潤にも課税されるならば、農業者は他の事業者と同じ立場になる。彼の未加工の農産物の価格は上昇し、その結果、納税後の貨幣収入は同じである一方で、彼は農産物を含む自らが消費するすべての財に対して、より高い価格を支払うことになる。

しかし、地主の立場は小作人とは異なる。小作人の利潤に課税しても、製造品が値上

がりすれば貨幣地代も同率で上昇して追加支出を相殺できるため、地主は有利になる。

貨幣価値が上昇し、諸商品の価格が旧水準にとどまるならば、地主の貨幣収入も変わらない。農家の利潤課税は土地の総収穫ではなく、地代・賃金・その他の費用を払った後の純収穫に課される。第一、第二、第三の各土地の耕作者は同額の資本を投入しており、総収穫に差があつても利潤は同じため課税は一様となる。たとえば総収穫が第一で一八〇クオーテー、第二で一七〇クオーテー、第三で一六〇クオーテーのとき、それぞれ一〇クオーテーの課税を受けければ税後は一七〇、一六〇、一五〇クオーテーとなり、第三と第一の差は二〇、第三と第二の差は一〇クオーテーのままで変わらない。課税後に穀物を含む諸商品の価格が据え置かれれば、貨幣地代も穀物地代も不变だが、税の影響で価格が上昇すれば貨幣地代も同率で上昇する。たとえば穀物が一クオーテー当たり四ポンドならば第一の地代は八〇ポンド、第二は四〇ポンドで、これが一〇パーセント上昇して四ポンド八シリングになれば、二〇クオーテーは八八ポンド、一〇クオーテーは四四ポンドとなり、地代も一〇パーセント上昇する。したがつてこの種の課税で地主は影響を受けない。資本利潤に対する課税は穀物地代を不变にし、その結果、貨幣地代は穀物価格に連動する。他方、原料生産物税や什一税は穀物地代を不变にせず、一般に貨幣

9 第十三章 利潤に対する課税

地代は据え置かれる。本書の別の箇所で述べた通り、肥沃度の差を考慮せず同一の貨幣額で一律に地租を課せば、運用上きわめて不公平で肥沃な土地の地主に利益をもたらす。最劣等地の負担に比例して穀物価格が上昇する一方、より肥沃な土地は多収であるため、上乗せ価格の恩恵は契約期間中は耕作者が受け、契約更新後は地代増として地主に移る。農家の利潤に対する等率課税の効果も同様で、貨幣価値が不变ならば貨幣地代は上昇するが、農業以外のあらゆる業種の利潤にも課税され穀物を含むあらゆる財の価格が上昇するため、地主は地代上昇分を購入財の値上がりで相殺される。貨幣価値が上昇し、資本利潤への課税の後に価格が旧水準に戻るならば、地代も元通りである。地主は同じ貨幣地代を受け取り、購入財も旧価格で入手できるため、結局、どの場合でも課税されたいのと同じである。

資本利潤に対する課税に比例してすべての商品の価格が一様に上昇するならば、国債保有者も影響を受ける。しかし、貨幣価値の変化によってすべての商品の価格が旧水準に戻れば、国債保有者は税を負担しない。国債保有者は従来通りの価格ですべての商品を購入でき、受け取る利子の額も変わらない。

一人の製造業者の利潤だけに課税すれば、その者は他社との均衡を保つため価格を引

き上げ、二人の製造業者に課税すれば二種の商品の価格が上昇する。この前提を認め、さらに貨幣を供給する鉱山が課税国の国内にあるとすれば、すべての製造業者の利潤に課税すれば全商品の価格が上昇するという結論になる。しかし、貨幣、すなわち貨幣の標準となる商品は海外から輸入されるので、すべての財の価格が一齊に上がることはありえない。全面的な値上がりには貨幣量の増加が不可欠だが、その追加の貨幣は値上がりした財との交換では得られないことは一〇八頁で示したとおりである。仮に全面的な値上がりが生じても対外貿易への影響が大きく、長続きはしない。輸入代金の支払いに見合う輸出として高値の財を出せず、そのため当面は売るのをやめてなお買い続け、相対価格がおおむね以前の水準に戻るまで貨幣や地金が国外へ流出する。結局、適切に設計された利潤課税のもとでは、国内品も輸入品もその名目価格はやがて課税前の水準に戻る。

粗生産物への課税、什一税、賃金税、労働者の生活必需品への課税はいずれも賃金を押し上げ、その結果として利潤を押し下げるという点で共通しており、程度に差はあっても同じ効果を伴う。

国内の製造業を著しく改善する機械が発見されれば、貨幣の相対価値は上昇する傾向

11 第十三章 利潤に対する課税

があり、その結果として貨幣の流入が促される。これに対して、課税や、製造業者や耕作者といった商品生産者への障害の増加は、貨幣の相対価値を低下させる傾向があり、結果として貨幣の流出を促す。